

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法の施行に伴う告示の概要

1. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針の一部改正

現行の基本方針の記載事項に加え、特定地域計画及び準特定地域計画の作成に関する基本的な事項、特定地域計画に定める一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置に関する基本的な事項等について、規定の整備を行うこととする。

2. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程【新設】

(1) 準特定地域の指定関係

指定基準に照らして、準特定地域として指定する地域の名称を記載することとする。

(2) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の適用対象関係

次に掲げるものを特措法の適用対象から除くこととする。

イ 福祉タクシーを使用する等により要介護者等及びその付添人の運送を行う事業並びに専ら要介護者等及びその付添人の運送の用に供する車両

ロ ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、専属契約に基づく運送契約や2時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われる事業並びに専ら当該事業の用に供する車両

(3) 準特定地域における新規事業許可関係

輸送需要と供給輸送力の均衡性や公益上の必要性等の基準への適合性を審査することとする。

(4) 準特定地域における供給輸送力を増加させる事業計画変更（増車）認可関係

輸送需要と供給輸送力の均衡性や公益上の必要性等の基準への適合性を審査するとともに、日車営収の増加、雇用する運転者の賃金増、事故件数の減少、法令遵守、活性化事業の実施状況等の実績の基準への適合性を審査することとする。

3. その他

タクシー業務適正化特別措置法に基づく単位地域、指定地域及び特定指定地域並びに道路運送法に基づく旅客自動車運送事業適正化事業実施機関の指定する単位となる区域を告示により指定するとともに、タクシー事業における事業計画の記載事項を見直す等所要の措置を講ずる。

※タクシー業務適正化特別措置法関係の告示は、平成27年10月1日施行